

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	児童館利用許可		
根拠法令及び条項	那覇市児童館及び児童遊園条例		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 児童館及び児童遊園条例 (利用許可) 第7条 児童館を専用して利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。 2 市長又は指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。		
審査基準 設定年月日	H26年12月26日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	H26年12月26日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 こども政策課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。